

マルチペイメントネットワークにより処理する収納事務に係る岡山県指定金融機関等事務取扱規程

(通則)

第1条 この規程は、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）におけるマルチペイメントネットワーク（以下「MPN」という。）により処理する県の公金（以下「公金」という。）の収納事務の取扱いについて定める。

2 この規程に定めのない事項については、岡山県指定金融機関等事務取扱規程（昭和39年4月1日付け、会第113号出納長、総務部長通知。以下「事務取扱規程」という。）の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 運営機構 金融機関を会員として構成され、MPNの構築及び運営並びにMPNによる各種サービス等の仕様及びガイドライン等の検討・決定等を行う組織である日本MPN運営機構をいう。

二 MPN収納サービス 運営機構に登録する指定金融機関等が、公金を納入しようとする者（以下「納入者」という。）及び地方公共団体に対して提供するサービスで、納入者による公金の納入を指定金融機関等の店舗窓口、現金自動預払機（以下「ATM」という。）及び指定金融機関等が定める各種の情報端末等（以下総称して「チャンネル」という。）を通じて可能とし、納入後即時に又はその後一括して、地方公共団体にMPNを経由して、領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（以下「消込情報」という。）が送信されるサービスをいう。

三 オンライン方式 指定金融機関等のチャンネルにおいて、納付者又は指定金融機関等の窓口担当者が公金の納入通知書等に基づき運営機構所定の方法で、納付先、納付金額に関する情報（以下「納付情報」という。）を地方公共団体に照会した上で、納付後即時に消込情報を送信する方式をいう。

四 情報リンク方式 地方公共団体が提供するホームページから指定金融機関等の提供するチャンネルへ納付情報の引継ぎを行い、この引継情報を用いて、納付後即時に消込情報を送信する方式をいう。

2 この規程において使用される用語で特段の定義がなされない用語は、事務取扱規程において使用する用語の定める定義に従うものとする。

(店舗等)

第3条 指定金融機関等は、パーソナルコンピュータ、電話機及び情報提供サービス対応型の携帯情報端末等（以下「リモートチャンネル」という。）及びATMにおいて納入者によりMPN収納サービスが利用される場合は、岡山県指定金融機関事務取扱に関する契約書、岡山県指定代理金融機関に関する契約書又は岡山県収納代理金融機関事務取扱契約書の店舗の定めにかかわらず、当該チャンネルによる取引を通じ、公金の収納事務を取り扱うことができるものとする。なお、ATMについては、店舗以外に設置のATMを含むものとする。

2 指定金融機関等は、MPN収納サービスが利用できるATM及びリモートチャンネルについて、運営機構所定の方法により周知するよう努めなければならない。

(チャネルの取扱区分)

第4条 指定金融機関等は、MPN収納サービスを提供することのできるチャネル及びサービス取扱時間等の取扱内容を任意に選択することができるものとする。

2 指定金融機関等は、MPN収納サービスを提供する店舗、ATM及びリモートチャネルの取扱区分について、新設又は変更若しくは廃止する場合には、MPN取扱区分等届出書(様式第1号)により、会計管理者に(指定代理金融機関及び収納代理金融機関については、指定金融機関を経由して)届け出るものとする。

(公金の収納)

第5条 指定金融機関等がMPN収納サービスにより処理する公金の収納は、当分の間、ATM及びリモートチャネルによるものとする。

(公金の受入れ)

第6条 指定金融機関等は、前条の規定により収納した公金は、運営機構所定の取扱いに基づき処理するものとする。

2 指定金融機関は、運営機構所定の指定金融機関等相互の為替決済による決済後、当該収納金を受け入れるための県名義の普通預金口座(MPN用)(以下「MPN用普通預金」という。)を設けるものとする。

第7条 削除

(公金の振替)

第8条 指定金融機関は、指定金融機関等が第5条の規定により収納した公金について、指定金融機関が収納したものについては収納した日の翌営業日から起算して2営業日後に、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあっては収納した日の翌営業日から起算して3営業日後に、運営機構所定の還元データ等に基づき、内容を確認した上で、MPN用普通預金に受け入れなければならない。

2 会計管理者は、指定金融機関に対し、MPN資金振替書(様式第2号)及びMPN収納情報を交付することにより、指定金融機関等が第5条の規定により収納した収納金を、前項の規定により指定金融機関がMPN用普通預金に受け入れた日に、MPN用普通預金から県名義の普通預金(県本口公金口座)に振り替えるよう指示しなければならない。ただし、当該受入日が閉庁日等やむを得ない事由による場合は、この限りでない。

3 指定金融機関は、前項の指示に基づき、MPN用普通預金から収納金を払い出し、県名義の普通預金(県本口公金口座)へ振り替えたときは、MPN資金振替済報告書(様式第3号)により報告しなければならない。

4 指定金融機関は、第2項のMPN収納情報の内容により出納日計表等を作成しなければならない。

(領収証書の取扱い)

第9条 指定金融機関等は、第5条の規定により収納した公金については、あらかじめ納入者の了解があった場合に限り、領収証書の発行を省略することができる。

(証拠情報等の保管)

第10条 指定金融機関等は、収納した公金の証拠情報等については、運営機構所定の取扱いに基づき、その情報等を電子媒体等により保管しなければならない。

(係数差異発生時の調査)

第11条 指定金融機関は、第8条第1項の規定によりMPN用普通預金に受け入れた収納金額と、同条第2項の規定により会計管理者から指示のあった振替金額とに差異が発生したときは、県及び指定金融機関が取得した各種の情報等に基づき調査を行うものとする。

(書類の様式)

第12条 この規程による事務の処理について必要な書類の様式は、別記のとおりとする。

(適用除外)

第13条 指定金融機関等が、別の規程等により、MPNにより収納した公金を指定金融機関以外に払い込む場合については、第3条から第6条1項まで、第8条1項、第9条から第12条までの規定は、適用しない。

附 則

この規程は、平成17年1月21日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日)

この規程は、平成20年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

M P N取扱区分等届出書

年 月 日

岡山県会計管理者 殿

岡山県指定金融機関等
(銀 行 名)

印

金融機関番号		金融機関名	
--------	--	-------	--

1 提供チャネル・情報リンク先 URL 等

○印	提供チャネル	情報リンク先URL等
	パソコン	
	携帯情報端末	
	A T M	
	窓口	

※該当するチャネルの欄に「○」を記入のうえ、情報リンク先 URL を記入してください。

2 担当部署及び連絡先等

担当者氏名	(フリガナ)
所属・役職	
住 所	〒
電 話	
F A X	
e - MAIL	

○本届出書は、マルチペイメントネットワークサービスを利用して電子収納する際の情報登録とするため、M P N 運営機構への情報登録票に基づき記入してください。

○内容に変更がある場合には、本届出書を再提出してください。(余白に『変更』を表示)

M P N 資金振替書

____年度 (振替番号) 第 ____号 (振替日) ____年 ____月 ____日

金 額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

上記に記載の金額を別添財務収支総括表のとおり岡山県普通預金(県本口公金口座)に振り替えてください。

____年 ____月 ____日

岡山県指定金融機関

株式会社 中国銀行本店 御中

岡山県会計管理者

M P N 資金決済報告書

年度 (振替番号) 第 号 (振替日) 年 月 日

金額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

上記に記載の金額を岡山県普通預金（県本口公金口座）に振り替えました。

年 月 日

岡山県会計管理者 殿

岡山県指定金融機関

株式会社 中国銀行本店